

○大蔵委員会

・内閣提出法律案（九件）

番号	件名	院議先	月提出日	参議院	衆議院	備考
39※ 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案	38※ 国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案	37※ 関税定率法等の一部を改正する法律案	5※ 相続税法の一部を改正する法律案	4※ 法人特別税案	3※ 租税特別措置法の一部を改正する法律案	
ク 二、二五	ク 二、二五	ク 二、二五	ク 二、五	ク 二、五	衆 四、二、五	院議先
(予) 可 決 三、二七	(予) 可 決 三、二七	(予) 可 決 三、二七	(予) 可 決 三、二七	(予) 可 決 三、二七	(予) 四、三、二七	月提出日
(予) 可 決 三、二五	(予) 可 決 三、二五	(予) 可 決 三、二五	(予) 可 決 三、二五	(予) 可 決 三、二五	(予) 四、三、一三	参議院
可 決 三、二七	可 決 三、二七	可 決 三、二七	可 決 三、二七	可 決 三、二七	可 決 三、二七	本会議議決
可 決 三、二七	可 決 三、二七	可 決 三、二七	可 決 三、二七	可 決 三、二七	可 決 三、二七	委員会付託
二、二五	二、二五	二、二五	二、二五	二、二五	二、二五	衆議院
可 決 三、一八	可 決 三、一八	可 決 三、一八	可 決 三、一三	可 決 三、一三	可 決 四、三、一八	本会議議決
可 決 三、二六	可 決 三、二六	可 決 三、二六	可 決 三、一八	可 決 三、一八	可 決 四、二、二五	委員会付託
					參本會議趣旨説明 四、二、二五 三、一一	衆議院

(注)※は予算関係法律案

大藏

番号	件名	提出者(月日)	付月日	本院へ提出	参議院	衆議院	備考
1 2	1 平成三年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案	大蔵委員長 (四、二、四)	四、五	委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託
正する法律案	貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案	大蔵委員長 (六、一七)	二、六	委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託
		六、一七	二、五	委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託
		六、一八	四、六	委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託
		六、一七 (予)	四、五	委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託
可	可	六、一八	四、二、一三	委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託
決	決	六、一九	四、二、一四	委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託
可	可	六、一八	四、二、六	委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託
決	決			委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託
可	可	六、一八	四、二、六	委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託
決	決			委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託

• 衆議院議員提出法律案（二件）

番号	件名	議院提出日	参議院	衆議院	備考
73	※証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案	院議先衆四、二六	委員会付託可四、一八	可決六、一九	衆本会議趣旨説明四、五、一四
69	公認会計士法の一部を改正する法律案	院議先衆三、一三	委員会付託可四、一六	可決六、一八	衆本会議趣旨説明五、二五
40	金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案	院議先衆三、一三	委員会付託可四、一七	可決六、二四	衆本会議趣旨説明四、五、一四
					本会議趣旨説明

租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第三号）

要旨

本法律案は、最近における社会経済情勢等にかんがみ、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例を拡充するとともに、住宅対策等早急に実施すべき措置を講ずるほか、租税特別措置の整理合理化等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、小規模宅地等（二百m²）についての相続税の課税の特例の拡充

土地の相続税評価の適正化に伴う相続税の負担の調整に際して、小規模宅地等の相続税の課税価格の計算の特例について、相続税の課税価格に算入する額の減額割合（事業用宅地等..現行六十%・改正案七十%、居住用宅地等..現行五十%・改正案六十%）を引き上げる。

二、住宅対策等

住宅取得促進税制の適用期限を二年延長するとともに、三大都市圏における優良貸家共同住宅に係る新築貸家住宅の割増償却率を引き上げるほか、産業廃棄物の処理に著しく資する公害防止用設備の特別償却率を引き上げる等の措置を講ずる。

三、課税の適正・公平の確保の推進等

企業関係の租税特別措置等について特別償却制度等の一層の整理合理化を行うほか、みなし法人課税制度の廃止、欠損金の繰戻し還付制度の適用の停止、海外関係会社からの過大借入れに対処するための過少資本税制の導入、青色申告特別控除制度の創設等の措置を講ずる。

四、普通乗用自動車に係る消費税の税率の特例

我が国の財政の現状にかんがみ、二年間の臨時の措置として、普通乗用自動車に係る消費税の税率を四・五%とする特例措置を講ずる。

五、その他

国際金融取引におけるいわゆるオフショア勘定において経理された預貯金等の利子の非課税措置等適用期限の到来する特別措置について、実情に応じその適用期限を延長する等の措置を講ずる。

なお、本法律施行に伴う租税の増収見込額は、平成四年度約千三百三十億円である。

委員長報告

ただいま議題となりました六法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。まず、租税特別措置法の一部を改正する法律案は、小規模宅地

等についての相続税の課税の特例を拡充するとともに、普通乗用自動車の消費税の税率を二年間四・五%とするほか、租税特別措置の整理合理化等を行おうとするものであります。

次に、法人特別税法案は、二年間の措置として法人特別税を創設しようとするとするものであり、基準法人税額のうち四百万円を超える部分に対し二・五%の税率で課税することとしております。

次に、相続税法の一部を改正する法律案は、土地の相続税評価の適正化に伴い、相続税の負担調整等を行おうとするものであり、相続税の課税最低限の引き上げ、相続税及び贈与税の税率適用区分の幅の拡大等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、以上三法律案を一括して議題とし、質疑を行いましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より租税特別措置法改正案及び法人特別税法案に反対、相続税法改正案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、租税特別措置法改正案及び法人特別税法案はそれぞれ多数をもって、相続税法改正案は全会一致をもって、いざれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に対し附帯決議が付されております。

次に、関税低率法等の一部を改正する法律案は、原油等の関税率を引き下げるとともに、暫定関税率の適用期限の延長等を図るほか、総合保税地域制度を新設する等の改正を行おうとするものであります。

次に、国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案は、国際金融公社への追加出資及び米州開発銀行内に新設される多国間投資基金への拠出について所要の措置を講じようとするものであります。

次に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案は、日本輸出入銀行の業務に、技術の受け入れに対する貸し付け等を追加するとともに、ユーロ円債を発行できることとする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、以上三法律案を一括して議題とし、質疑を行いましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より三法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、三法律案はそれぞれ多数をもつて、いざれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、関税定率法等改正案に対し、附帯決議が付されておりま

す。

以上、御報告申し上げます。

委員長報告
前ページ参照

法人特別税法案（閣法第四号）

要旨

本法律案は、我が国の財政の現状にかんがみ、二年間の臨時の措置として法人特別税を創設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、納税義務者
法人税が課されるすべての法人

二、課税標準

各事業年度の基準法人税額のうち四百万円を超える部分

三、税率

二・五%

四、適用期間

二年間（平成四年四月一日から平成六年三月三十一日までに終了する事業年度）

なお、本法律施行に伴う租税の增收見込額は、平成四年度約四千四十億円である。

相続税法の一部を改正する法律案（閣法第五号）

要旨

本法律案は、土地の相続税評価の評価割合を地価公示価格水準の八割程度に引き上げる等の適正化（約二千九百九十億円の負担増）に伴い、相続税等について負担調整（約二千九百九十億円の負担軽減）等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、相続税の課税最低限の引上げ

相続税の遺産に係る基礎控除について、定額控除を現行の四千万円から四千八百万円に、法定相続人比例控除を八百万円から九百五十万円に、それぞれ引き上げる。

二、相続税及び贈与税の税率区分の幅の拡大

相続税の税率について、その税率区分の幅を拡大するとともに、相続税の補完税である贈与税についても所要の調整をする。

三、相続税の申告期限の延長等

相続税の申告期限について、現行の六か月から段階的に延長

するほか、相続税の延納・物納制度の改善合理化を図る等の措置を講ずる。

委員長報告

八七ページ参照

関税率法等の一部を改正する法律案（閣法第三七号）

要旨

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、関税率、保税地域制度等について所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、関税率等の改正

新たな石炭政策を踏まえ、原油及び石油製品の関税率を引き下げるとともに、平成四年三月三十一日をもって期限の到来する石油関係の免税還付制度について、平成五年三月三十一日まで適用期限の延長等を行う。

二、保税地域制度の改正

輸入関連施設が集積した地域を対象として、外国貨物の蔵置、加工、展示等の各種保税機能を総合的に活用でき、手続も

簡素化された総合保税地域制度を創設するとともに、保税工場における利子税制度の廃止等の改正を行う。

三、暫定税率の適用期限の延長等

平成四年三月三十一日をもって期限の到来する暫定関税率について、平成五年三月三十一日まで適用期限を延長するとともに、皮革・革靴の関税割当数量の拡大等を行う。

なお、本法律施行に伴う石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計の原油等関税の減収見込額は、平成四年度約八十五億円である。

委員長報告

八七ページ参照

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三八号）

要旨

本法律案は、国際金融公社に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、当該出資の額に応ずるための措置を講ずるとともに、中南米諸国における民間投資の拡大を支援するため米州開

発銀行に設けられる多数国間投資基金に対する拠出について所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正

1 政府は、国際金融公社に対し、六千百三十八万合衆国ドルの範囲内において、追加出資することができる。

2 政府は、国際金融公社に対して出資する合衆国ドルの全部又は一部を国債で出資することができることとし、当該国債の発行条件、償還等については、国際復興開発銀行の例に準ずる。

なお、本追加出資は、三年均等分割で国債により払い込む予定である。

二、米州開発銀行への加盟に関する法律の一部改正

政府は、中南米諸国における民間投資の拡大を支援するため米州開発銀行に設けられる多数国間投資基金に対し、予算で定める金額の範囲内において、本邦通貨により拠出することができる。

なお、同基金への拠出は、年間一億ドル、五年間で計五億ドルを国債により払い込む予定である。

委員長報告

八七ページ参照

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案（閣法第三九号）

主旨

本法律案は、我が国の輸入の拡大及び開発途上国等との経済交流の促進を図るため、日本輸出入銀行の業務等について所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、輸入金融の拡充

我が国の輸入拡大に資するため、外国からの技術の受入れを輸入金融の対象に追加する。

二、海外投資金融の拡充

開発途上国等への民間直接投資を促進するため、外国政府等を通じた日系合弁企業への融資機能を拡充し、外国の銀行を直接貸付先に追加するとともに、日本企業の百分子会社を転貸先に追加する。

三、外国政府等への短期資金融資の創設

開発途上国等の対外取引を円滑にするため、国際協調の枠組みのもとで外国政府、政府金融機関等に対し、国際機関の行う融資等を返済原資とする短期資金の融資をすることができるることとする。

四、ユーロ円債の発行

日本輸出入銀行の債券による資金の調達を機動的かつ確実なものとするため、従来の外国通貨建て債券に加え、外国において円建ての債券（いわゆるユーロ円債）を発行することができることとする。

委員長報告

八七ページ参照

証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案（閣法第四〇号）

要旨

本法律案は、我が国の証券市場等の実情にかんがみ、取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持するため、証券取引等監視委員会を設置するとともに、証券業協会等自主規制機関について所要の整備を行い、取引の公正の確保に係る法令等の遵守の状況を監視する機能の強化及び充実を図るほか、所要の措置を講ずる必要があることから、証券取引法、外国証券業者に関する法律、金融先物取引法及び大蔵省設置法の一部を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、証券取引等監視委員会の設置等

1 証券取引法の改正

① 大蔵大臣は、証券会社、証券業協会及び証券取引所等に対する報告徴取権及び検査権のうち、政令で定める有価証券の売買その他の取引等の公正の確保に係る規定に関するものを証券取引等監視委員会に委任する。

② 有価証券の売買その他の取引等の公正を害するものとして政令で定める犯則事件を調査するため必要があるときは、証券取引等監視委員会の職員は質問、検査、領置等をすることができるとともに、裁判所の許可状により臨検、捜索、差押えをすることができる。

③ 証券取引等監視委員会は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは告発することとする。

2 大蔵省設置法の改正

① 大蔵省に証券取引等監視委員会を設置する。

② 委員会は証券取引の監視及び金融先物取引の監視を行う。

③ 委員会は、両議院の同意を得て大蔵大臣が任命する委員長及び二名の委員をもって組織し、独立して職権を行使する。

④ 委員会は、検査等の結果に基づき、大蔵大臣に行政処分等の勧告を行うこととし、大蔵大臣は委員会

の勧告を尊重しなければならない。

3 外国証券業者に関する法律及び金融先物取引法について、

証券取引等監視委員会の権限に係る規定の整備を行う。

二、証券取引等の公正の確保のためのその他の措置

1 証券取引法の改正

① 証券業協会を証券取引法上の法人とし、その機能・権限の拡充強化を図る。

② 証券会社の顧客に対する不適当な勧誘行為規制に関する通達及び証券会社の自己資本比率規制に関する通達を法律において規定する。

③ 相場操縦的行為、損失補てん等につき、処罰される法人の罰金刑の上限を、現行の三百万円、百万円からそれぞれ三億円、一億円に引き上げる。

④ 不公正取引の規制を店頭市場における有価証券の売買等の行為にも適用する。

2 外国証券業者に関する法律について、法人の罰金刑の引上げ等の規定の整備を行うとともに、金融先物取引法について、金融先物取引業協会の機能強化、法人の罰金刑の引上げ等の規定の整備を行う。

委員長報告

ただいま議題となりました証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国の証券市場等の実情にかんがみ、取引の公正の確保を図り市場に対する投資者の信頼を保持するため、証券取引等監視委員会を設置するとともに、証券業協会等自主規制機関について所要の整備を行い、取引の公正の確保に係る法令等の遵守の状況を監視する機能の強化及び充実を図るほか、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、証券取引等監視委員会の独立性確保と機能充実の方策、金融機関に対する検査体制の整備、自主規制機関の果たすべき役割と権限強化の必要性、今後の証券・金融行政のあり方等について、総理、大蔵大臣並びに関係当局に対して質疑を行いましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑終局の後、日本共産党近藤忠孝委員より本法律案に対し、証券取引等監視委員会を国家行政組織法第三条に基づく行政委員会とする等の修正案が提出されました。

次いで、修正案及び原案を一括して討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より、修正案に賛成、原案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、修正案及び原案を順次採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決、原案は賛成多数をもって可決、よって、本法律案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。
以上、御報告申し上げます。

公認会計士法の一部を改正する法律案（閣法第六九号）

要旨

本法律案は、最近における公認会計士業務の国際化、多様化等の状況等に対応し、公認会計士業務に引き続き多くの優秀な人材を確保するため、公認会計士試験制度について、第二次試験に短答式試験を導入するとともに、第二次試験の論文式試験に科目選択制を採用する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、公認会計士試験制度の改正

- 1 公認会計士業務の国際化に対応し、一般学力を判定するため、現行の第一次試験科目（国語、数学及び論文）に外国語を加える。
- 2 受験者数の増加に対応し論文式試験の答案採点の精度を確保する等の観点から、第二次試験に短答式試験（会計学四科

目及び商法）を導入し、論文式試験は短答式試験合格者等に限り受験することができる。

- 3 受験者の層を広げる等の観点から、論文式による試験に科目選択制を一部導入し、必須科目五科目（会計学四科目と商法）と選択科目二科目（経営学、経済学及び新たに加える民法の三科目の中から二科目選択）について実施する。
- 4 実務補習受講生の負担を軽減するとともに効果的な補習を実施する観点から、インターン期間の三年は維持しつつ、実務補習と業務補助等の期間の重複を認める。

二、罰則の見直し

公認会計士法の罰則規定の罰金額等の上限について、昭和二十六年改正以降における賃金の上昇等を踏まえ、現行の三万円、一万円からそれぞれ百万円、三十万円に引き上げる。

委員長報告

ただいま議題となりました本院先議の公認会計士法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における公認会計士業務の国際化、多様化等の状況に対応し、公認会計士業務に引き続き多くの優秀な人材を確保するため、公認会計士試験制度について第二次試験に短答式

試験を導入し、論文式試験に科目選択制を採用するほか、罰金額等の上限額を引き上げる等、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、試験制度改革の目的と合格者増加の見通し、インターイーン制度における期間及び研修内容の見直し、監査機能の強化のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案（閣法第七三号）

要旨

本法律案は、預金者等の保護及び投資者保護の徹底を図りつつ、内外の利用者のため、金融機関及び証券会社の有効かつ適正な競争の促進等による金融・資本市場の効率化及び活性化等を図る必要性にかんがみ、金融機関及び証券会社の各種の業務分野への参入等金融制度及び証券取引制度の包括的な改革を実施しよう

とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、銀行法等金融に関する法律の一部改正等

1 子会社による証券業務及び信託業務への参入

銀行、長期信用銀行、外国為替銀行、信用金庫連合会等協同組織金融機関の連合会及び農林中央金庫（以下、銀行等）は、子会社によって証券業務及び信託業務に参入することができる。

ただし、大蔵大臣は、当分の間、銀行等の証券子会社の取次等の業務（ブローカー業務）の免許については、株券に係る業務を行ってはならない旨の条件を付する。

2 銀行等の本体での取扱い業務

① 銀行等が証券化関連商品及び私募の取扱いができるよう各業法の整備を行う。

② 信用金庫等協同組織金融機関及びこれらの連合会は、認可を受けて信託業務を本体で兼営することができる。

3 協同組織金融機関の業務規制の緩和

信用金庫及び同連合会、信用協同組合及び同連合会、労働金庫連合会、農業協同組合並びに商工組合中央金庫について、社債等の募集の受託及び担保付社債信託業務を行うことができることとともに、信用協同組合、労働金庫、農業協同組合及びこれらの連合会について国債等の窓口販売及

び売買業務（ディーリング業務）並びに外国為替業務を行うことができることとする等業務規制の緩和を行う。

4 金融機関の健全性の確保等

① 主務大臣は、銀行等及び商工組合中央金庫の自己資本の充実の状況等経営の健全性を判断するための基準を定めることができる。

② 信用金庫、信用協同組合及び労働金庫の各連合会及び農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合及びこれらの連合会並びに農林中央金庫の同一人に対する信用供与の限度額を定める。

③ 長期信用銀行及び外国為替銀行の普通銀行への転換及び異種の金融機関との合併の手続きを明確化するとともに、労働金庫の異種の金融機関への転換及び合併を可能とする。

④ 相互銀行法を廃止する。

一、証券取引法等の一部改正

1 有価証券概念の整備

法人が事業資金調達のために発行するコマーシャル・ペーパー、海外の金融機関の貸付債権を流動化したもの（C A R D s）、住宅ローン債権信託受益権等を証券取引法上の有価証券とし、これらの仲介業務を銀行等が行うことができる。

2 公募概念の見直し、私募についての法整備

公募概念についての人数基準を明確にするとともに適格機関投資家に対してのみ発行する場合には情報開示を免除する等の措置を講ずるとともに、私募（新たに発行される有価証券の取得の申し込みの勧誘であって有価証券の募集に該当しないもの）を証券業務とする。

3 子会社による銀行業務への参入

証券会社は、子会社によって銀行業務に参入することができる。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。まず、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案について申し上げます。

本法律案は、預金者等の保護及び投資者保護の徹底を図りつつ、金融機関及び証券会社の有効かつ適正な競争の促進等による金融・資本市場の効率化及び活性化等を図る必要性にかんがみ、金融機関及び証券会社の各種の業務分野への参入等、金融制度及び証券取引制度の包括的な改革を実施しようとするものであります。

委員会におきましては、金融制度改革の理念と目的、利用者利

便の向上に資するための制度改革を行う必要性、業態別子会社方式による相互参入の是非と参入に伴う弊害防止策の明確化、制度改革が中小金融機関に与える影響、金融の証券化の進展に対応した有価証券の定義の在り方等について、総理、大蔵大臣並びに關係当局に対して質疑を行いましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より、本法律案に反対する旨の意見が述べられました。討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお本法律案に対し附帯決議が付されております。

次に、資金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律の一
部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、国民経済の適切な運営に資するための資金業に係る事業報告書及び報告徴収の規定の運用に当たっては、業務の健全な運営に資するため必要な最小限度において、土地のほか、新たに株式等に係る資金業者の貸付けについてもその実態把握及び適正化を行おうとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院大蔵委員長より趣旨説明

を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

平成三年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第一号）

要旨

本法律案は、平成三年度において、水田農業確立対策による米の計画生産を推進するため、政府等が稻作の転換を行う者等に対し交付する水田農業確立助成補助金について、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

一、個人が交付を受ける同補助金については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、一時所得の必要経費とみなす。

二、農業生産法人が交付を受ける同補助金については、交付を受けた後二年以内に事業の用に供する固定資産の取得または改良に充てる場合、圧縮記帳の特例を認める。

なお、本法律施行に伴う平成三年度における租税の減収見込額は、約六億円である。

委員長報告

ただいま議題となりました平成三年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案についてまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院大蔵委員長提出によるものでありますて、平成三年度の水田農業確立助成補助金について、個人が交付を受けけるものはこれを一時所得とみなし、農業生産法人が交付を受け取るものは、交付を受けた後二年以内に固定資産の取得または改良に充てた場合には圧縮記帳の特例を認めることにより、それぞれ税負担の軽減を図ろうとするものであります。

なお、本法律施行に伴う平成三年度の租税の減収額は約六億円と見込まれております。

委員会におきましては、提出者より趣旨説明を聴取の後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

賃金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（衆第一二号）

要旨

本法律案は、最近における賃金業者による融資が我が国の金融政策及び経済社会に与える影響にかんがみ、融資業務の内容を正確に把握するための賃金業に係る事業報告書及び報告徴収の規定の運用に当たっては、業務の健全な運営に資するため必要な最小限度において、土地のほか、新たに株式等に係る賃金業者の貸付けについてもその実態把握及び適正化を行おうとするものである。

委員長報告

九六ページ参照